

2023年6月16日

株主各位

東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
パーソルホールディングス株式会社
代表取締役社長 CEO 和田 孝雄

「第15回定時株主総会」招集通知記載事項の一部訂正について

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます

株主の皆様にご送付いたしました第15回定時株主総会の招集ご通知の一部に訂正すべき事項がございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

敬具

記

1. 訂正理由と経緯

当社の子会社の2023年2月20日開催の取締役会において、当社に中間配当を行なう事を決議し実施しましたが、改めて分配可能額の精査を行った結果、計算に誤りがあることが判明したため、当社への当該配当が無効となりました。これにより、当社の計算書類および連結計算書類の一部を訂正いたしました。

この訂正結果を元に会計監査人および当社監査等委員会にて改めて監査を実施のうえ、それぞれの監査結果を受領し、2023年6月16日開催の当社取締役会にて、決算の訂正を決議いたしました。

本件の原因は、分配可能額の確認作業における人為的なミスによるものであります。今後、同じような事象を起こさぬよう、社内の業務作業およびその確認手順の見直しや役職員への周知徹底ならびに監査の強化などの対策を講じ、再発防止に努めます。

なお、今回の事象は、子会社からその親会社である当社への内部取引であるため、連結損益計算書および当社から株主の皆様への配当には影響ありません。

2. 修正箇所・内容（修正箇所に下線を付して表示しております。）

(1) 定時株主総会招集ご通知

(単位：百万円)

頁	修正前	修正後
51	(5. 財産及び損益の状況の推移) 第15期（当連結会計年度）（2023年3月期） 総資産 453,864	(5. 財産及び損益の状況の推移) 第15期（当連結会計年度）（2023年3月期） 総資産 <u>442,159</u>
73	(連結貸借対照表) 流動資産 315,987 その他 29,485 資産合計 453,864 流動負債 207,126 その他 41,246 負債合計 253,132 負債・純資産合計 453,864	(連結貸借対照表) 流動資産 <u>304,281</u> その他 <u>17,780</u> 資産合計 <u>442,159</u> 流動負債 <u>195,421</u> その他 <u>29,541</u> 負債合計 <u>241,426</u> 負債・純資産合計 <u>442,159</u>
75	(貸借対照表) 流動資産 102,163 未収入金 17,666 資産合計 315,372 流動負債 126,483 預り金 50 負債合計 160,534 純資産の部 株主資本 154,888 利益剰余金 103,609 その他利益剰余金 103,609 繰越利益剰余金 103,609 純資産合計 154,838 負債純資産合計 315,372	(貸借対照表) 流動資産 <u>90,458</u> 未収入金 <u>5,961</u> 資産合計 <u>303,667</u> 流動負債 <u>172,101</u> 預り金 <u>45,667</u> 負債合計 <u>206,152</u> 純資産の部 株主資本 <u>97,565</u> 利益剰余金 <u>46,286</u> その他利益剰余金 <u>46,286</u> 繰越利益剰余金 <u>46,286</u> 純資産合計 <u>97,515</u> 負債純資産合計 <u>303,667</u>
76	(損益計算書) 売上高 91,088 売上総利益 91,088 営業利益 74,827	(損益計算書) 売上高 <u>33,765</u> 売上総利益 <u>33,765</u> 営業利益 <u>17,504</u>

頁	修正前	修正後
	経常利益 74,276 税引前当期純利益 63,141 当期純利益 64,032	経常利益 <u>16,953</u> 税引前当期純利益 <u>5,818</u> 当期純利益 <u>6,709</u>
77	(連結計算書類に係る会計監査報告) 2023年5月15日	(連結計算書類に係る会計監査報告) <u>2023年6月15日</u>
79	(計算書類に係る会計監査報告) 2023年5月15日	(計算書類に係る会計監査報告) <u>2023年6月15日</u>
81 ～ 82	(監査等委員会の監査報告) (1) 事業報告等の監査結果 (2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。 (追加)	(監査等委員会の監査報告) (1) 事業報告等の監査結果 (2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は、 <u>下記(4)その他なお書きに記載した事実を除き、認められません。</u> <u>(4) その他</u> <u>当社の計算書類及び連結計算書類（以下「計算書類等」といいます。）に誤りがあることが電子提供措置の開始後に判明し、計算書類等の作成、監査及び取締役会による承認を改めて行った件については、監査等委員会として、経営陣に対して、原因の究明及び再発防止策の実施を求めました。経営陣により再発防止に向けた取組みが着実になされるよう、引き続き注視してまいります。</u> <u>なお、第15期事業年度の計算書類等については、会社法に基づき、株主総会の日（3週間前の日又は招集通知の発送日のいずれか早い日から株主総会の日後3か月を経過する日までの間、継続して電子提供措置をとらなければならないところ、上記のとおり、計算書類等の作成、監査及び取締役会による</u>

頁	修正前	修正後
		承認を改めて行ったことから、電子提供措置が改めて開始された日は株主総会の日から3日前の日となりました。
	2023年5月19日	2023年6月16日

2. 定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

（1）記載事項の訂正

（単位：百万円）

頁	修正前	修正後
35	（株主資本等変動計算書） （繰越利益剰余金） 当期純利益 64,032 事業年度中の変動額合計 54,060 2023年3月31日残高 103,609 （利益剰余金合計） 当期純利益 64,032 事業年度中の変動額合計 54,060 2023年3月31日残高 103,609 （株主資本合計） 当期純利益 64,032 事業年度中の変動額合計 45,288 2023年3月31日残高 154,888 （純資産合計） 当期純利益 64,032 事業年度中の変動額合計 45,282 2023年3月31日残高 154,838	（株主資本等変動計算書） （繰越利益剰余金） 当期純利益 <u>6,709</u> 事業年度中の変動額合計 <u>△3,262</u> 2023年3月31日残高 <u>46,286</u> （利益剰余金合計） 当期純利益 <u>6,709</u> 事業年度中の変動額合計 <u>△3,262</u> 2023年3月31日残高 <u>46,286</u> （株主資本合計） 当期純利益 <u>6,709</u> 事業年度中の変動額合計 <u>△12,034</u> 2023年3月31日残高 <u>97,565</u> （純資産合計） 当期純利益 <u>6,709</u> 事業年度中の変動額合計 <u>△12,040</u> 2023年3月31日残高 <u>97,515</u>
41	（6. 貸借対照表に関する注記） (2)関係会社に対する金銭債権、債務 ②短期金銭債務 113,529百万円	（6. 貸借対照表に関する注記） (2)関係会社に対する金銭債権、債務 ②短期金銭債務 <u>159,147</u> 百万円
42	（7. 損益計算書に関する注記） (1)関係会社との取引高 営業収益 91,087百万円	（7. 損益計算書に関する注記） (1)関係会社との取引高 営業収益 <u>33,764</u> 百万円

頁	修正前	修正後
44	(10. 関連当事者との取引に関する注記) 子会社及び関連会社等 会社等の名称 パーソルキャリア(株) 取引の内容 取引金額 (追加) 科目 期末残高 (追加)	(10. 関連当事者との取引に関する注記) 子会社及び関連会社等 会社等の名称 パーソルキャリア(株) 取引の内容 取引金額 <u>資金の受取</u> <u>45,617</u> <u>(注) 4</u> 科目 期末残高 <u>預り金</u> <u>45,617</u> ※以降の注番号を1つずつ繰り下げて おります。
45 ～ 46	(10. 関連当事者との取引に関する注記) (追加)	(10. 関連当事者との取引に関する注記) <u>4. パーソルキャリア株式会社の配当決議が無効であったことによる返還予定額であります。</u> ※以降の注番号を1つずつ繰り下げて おります。
46	(11. 1株当たり情報に関する注記) (1)1株当たり純資産 680円53銭 (2)1株当たり当期純利益 278円82銭	(11. 1株当たり情報に関する注記) (1)1株当たり純資産 <u>428円59銭</u> (2)1株当たり当期純利益 <u>29円21銭</u>

(2) 記載事項の追記

今回の決算数値の訂正に直接的な関連はございませんが、会計監査人の会計監査書上の日付が変更となったことに伴い、以下のとおり、後発事象として記載すべき事項が追加となりました。

①連結注記表

頁	追記事項
31 ～ 33	(12. 重要な後発事象に関する注記) <u>(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)</u> 当社は、2023年5月19日開催の当社取締役会において、今後の当社及び当社グループの経営を担っていく管理職及びそれに準じる役職に就く社員を対象とする3年間の期間に係る譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしました。

頁	追記事項												
	<p>(1) 処分の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 処分期日</td> <td>2023年9月27日</td> </tr> <tr> <td>(2) 処分する株式の種類及び数</td> <td>当社普通株式 943,888株</td> </tr> <tr> <td>(3) 処分価額</td> <td>1株につき2,884円</td> </tr> <tr> <td>(4) 処分総額</td> <td>2,722,172,992円</td> </tr> <tr> <td>(5) 処分予定先</td> <td> 当社の管理職層従業員 211名 73,006株 当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員 2,517名 870,882株 </td> </tr> <tr> <td>(6) その他</td> <td>本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。</td> </tr> </table> <p>(2) 処分の目的及び理由</p> <p>当社は、当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決定いたしました。</p> <p>2023年5月19日開催の当社取締役会により、当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員に対する2023年4月1日から2026年3月31日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員2,728名（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計2,722,172,992円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式943,888株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社及び当社国内子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容その内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。</p> <p>(3) 割当契約の概要</p> <p>① 譲渡制限期間</p> <p>2023年9月27日～2026年3月31日</p>	(1) 処分期日	2023年9月27日	(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 943,888株	(3) 処分価額	1株につき2,884円	(4) 処分総額	2,722,172,992円	(5) 処分予定先	当社の管理職層従業員 211名 73,006株 当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員 2,517名 870,882株	(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。
(1) 処分期日	2023年9月27日												
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 943,888株												
(3) 処分価額	1株につき2,884円												
(4) 処分総額	2,722,172,992円												
(5) 処分予定先	当社の管理職層従業員 211名 73,006株 当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員 2,517名 870,882株												
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。												

頁	追記事項
	<p><u>上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。</u></p> <p><u>本制度は、2023年4月1日に在籍する当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員を割当対象者とするものであり、当該日より始まる3年間の労務に対するインセンティブ制度です。</u></p> <p>② <u>譲渡制限付株式の無償取得</u></p> <p><u>当社は、割当対象者が当社の管理職層従業員又は当社国内子会社の管理職層従業員の場合は、本譲渡制限期間が満了する前に当社の従業員及び当社国内子会社の従業員のいずれの地位からも退任又は退職したときに、割当対象者が当社国内子会社の取締役、監査役の場合は、本譲渡制限期間が満了する前に当社の従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職したときに、当社執行役員 CHRO が正当と認める理由がある場合、若しくは別途当社と割当対象者との間で締結される割当契約書に定める事由に該当する場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。</u></p> <p><u>なお、上記の退任又は退職につき当社執行役員 CHRO が正当と認める理由がある場合、若しくは別途当社と割当対象者との間で締結される割当契約書に定める事由に該当する場合には、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数（以下「本株式数」という。）から、2023年4月から当該退任又は退職した日又は当該事由が発生した日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に本株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）を控除した数の本割当株式につき、当該時点をもって、当社はこれを当然に無償取得いたします。</u></p> <p><u>また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。</u></p> <p>③ <u>譲渡制限の解除</u></p> <p><u>当社は、割当対象者が当社の管理職層従業員又は当社国内子会社の管理職</u></p>

頁	追記事項
	<p><u>層従業員の場合は、本譲渡制限期間中継続して当社又は当社国内子会社の従業員</u> <u>のいずれかの地位にあったことを条件として、また、割当対象者が当社</u> <u>国内子会社の取締役、監査役の場合は、本譲渡制限期間中継続して当社の従</u> <u>業員又は当社国内子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位</u> <u>にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当</u> <u>対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。た</u> <u>だし、上記の退任又は退職につき当社執行役員 CHRO が正当と認める理由</u> <u>がある場合、若しくは別途当社と割当対象者との間で締結される割当契約書</u> <u>に定める事由に該当する場合には、上記②記載の無償取得後の数の本割当株</u> <u>式の全部につき、当該退任又は退職直後の時点若しくは当該事由に該当する</u> <u>こととなった時点の直後の時点をもって、譲渡制限を解除いたします。</u></p> <p>④ <u>株式の管理に関する定め</u></p> <p><u>割当対象者は、S M B C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、</u> <u>本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除</u> <u>されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたしま</u> <u>す。</u></p> <p>⑤ <u>組織再編等における取扱い</u></p> <p><u>当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完</u> <u>全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する</u> <u>議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会に</u> <u>よる承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合に</u> <u>は、当社執行役員 CHRO の決定により、2023年4月1日から当該承認の日</u> <u>を含む月までの月数を、36で除した数に、当該承認の日において割当対象者</u> <u>が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数</u> <u>が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、</u> <u>当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡</u> <u>制限を解除するものといたします。</u></p> <p><u>この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、</u> <u>上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の</u> <u>全部を当然に無償で取得するものといたします。</u></p> <p>(4) <u>払込金額の算定根拠及びその具体的内容</u></p> <p><u>本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とする</u></p>

頁	追記事項
	ため、当社取締役会決議日の直前営業日（2023年5月18日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,884円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

②個別注記表

頁	追記事項												
47 ～ 49	<p>(12. 重要な後発事象に関する注記) (譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)</p> <p>当社は、2023年5月19日開催の当社取締役会において、今後の当社及び当社グループの経営を担っていく管理職及びそれに準じる役職に就く社員を対象とする3年間の期間に係る譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしました。</p> <p>1. 処分の概要</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1)処分期日</td> <td>2023年9月27日</td> </tr> <tr> <td>(2)処分する株式の種類及び数</td> <td>当社普通株式 943,888株</td> </tr> <tr> <td>(3)処分価額</td> <td>1株につき2,884円</td> </tr> <tr> <td>(4)処分総額</td> <td>2,722,172,992円</td> </tr> <tr> <td>(5)処分子定先</td> <td> 当社の管理職層従業員 211名 73,006株 当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員 2,517名 870,882株 </td> </tr> <tr> <td>(6)その他</td> <td>本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 処分の目的及び理由</p> <p>当社は、当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決定いたしました。</p> <p>2023年5月19日開催の当社取締役会により、当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員に対する2023年4月1日か</p>	(1)処分期日	2023年9月27日	(2)処分する株式の種類及び数	当社普通株式 943,888株	(3)処分価額	1株につき2,884円	(4)処分総額	2,722,172,992円	(5)処分子定先	当社の管理職層従業員 211名 73,006株 当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員 2,517名 870,882株	(6)その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。
(1)処分期日	2023年9月27日												
(2)処分する株式の種類及び数	当社普通株式 943,888株												
(3)処分価額	1株につき2,884円												
(4)処分総額	2,722,172,992円												
(5)処分子定先	当社の管理職層従業員 211名 73,006株 当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員 2,517名 870,882株												
(6)その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。												

頁	追記事項
	<p>ら 2026 年 3 月 31 日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員 2,728 名（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計 2,722,172,992 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 943,888 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社及び当社国内子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。</p> <p>3. 割当契約の概要</p> <p>① 譲渡制限期間</p> <p>2023 年 9 月 27 日～2026 年 3 月 31 日</p> <p>上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。</p> <p>本制度は、2023 年 4 月 1 日に在籍する当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員を割当対象者とするものであり、当該日より始まる 3 年間の労務に対するインセンティブ制度です。</p> <p>② 譲渡制限付株式の無償取得</p> <p>当社は、割当対象者が当社の管理職層従業員又は当社国内子会社の管理職層従業員の場合は、本譲渡制限期間が満了する前に当社の従業員及び当社国内子会社の従業員のいずれの地位からも退任又は退職したときに、割当対象者が当社国内子会社の取締役、監査役の場合は、本譲渡制限期間が満了する前に当社の従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職したときに、当社執行役員 CHRO が正当と認める理由がある場合、若しくは別途当社と割当対象者との間で締結される割当契約書に定める事由に該当する場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。</p> <p>なお、上記の退任又は退職につき当社執行役員 CHRO が正当と認める理由がある場合、若しくは別途当社と割当対象者との間で締結される割当契約書に</p>

頁	追記事項
	<p>定める事由に該当する場合には、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数（以下「本株式数」という。）から、2023年4月から当該退任又は退職した日又は当該事由が発生した日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に本株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）を控除した数の本割当株式につき、当該時点をもって、当社はこれを当然に無償取得いたします。</p> <p>また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。</p> <p>③ 譲渡制限の解除</p> <p>当社は、割当対象者が当社の管理職層従業員又は当社国内子会社の管理職層従業員の場合は、本譲渡制限期間中継続して当社又は当社国内子会社の従業員の内いずれかの地位にあったことを条件として、また、割当対象者が当社国内子会社の取締役、監査役の場合は、本譲渡制限期間中継続して当社の従業員又は当社国内子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、上記の退任又は退職につき当社執行役員 CHRO が正当と認める理由がある場合、若しくは別途当社と割当対象者との間で締結される割当契約書に定める事由に該当する場合には、上記②記載の無償取得後の数の本割当株式の全部につき、当該退任又は退職直後の時点若しくは当該事由に該当することとなった時点の直後の時点をもって、譲渡制限を解除いたします。</p> <p>④ 株式の管理に関する定め</p> <p>割当対象者は、S M B C 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。</p> <p>⑤ 組織再編等における取扱い</p> <p>当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社執行役員 CHRO の決定により、2023年4月1日から当該承認の日を含む月までの月数を、36で除した数に、当該承認の日において割当対象者が保有す</p>

頁	追記事項
	<p>る本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。</p> <p>この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。</p> <p>4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容</p> <p>本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2023年5月18日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,884円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。</p>

以上